

平成 25 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 25 年 7 月 5 日開会

柳泉園組合議会

平成25年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	2
・選挙第1号	2
・指定第1号	3
・選挙第2号	3
・会期の決定	4
・会議録署名議員の指名	5
・選任第1号	5
・諸般の報告	6
・行政報告	6
・議案第6号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 2
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 5
・議案第8号（上程、説明、採決）	3 0
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	3 1
○閉 会	3 2

平成25年第2回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成25年7月5日 開会

議事日程

- 1 仮議席の指定
 - 2 選挙第1号 議長の選挙
 - 3 指定第1号 議席の指定
 - 4 選挙第2号 副議長の選挙
 - 5 会期の決定
 - 6 会議録署名議員の指名
 - 7 選任第1号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
 - 8 諸般の報告
 - 9 行政報告
 - 10 議案第6号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 11 議案第7号 平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)
 - 12 議案第8号 柳泉園組合監査委員の選任について
 - 13 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席議員

1番 野島武夫	2番 近藤誠二
3番 村山順次郎	4番 大友かく子
6番 小林たつや	7番 斉藤あき子
8番 小西みか	9番 渋谷けいし

2 欠席議員

5番 坂井かずひこ

3 関係者の出席

管理者	馬場一彦
副管理者	渋谷金太郎

副 管 理 者	丸 山 浩 一
助 役	森 田 浩
会計管理者	荒 島 久 人
清瀬市都市整備部長	黒 田 和 雄
東久留米市環境部長	小 林 尚 生
西東京市みどり環境部長	湊 宏 志

4 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	中 村 清
技術課長	佐 藤 元 昭
技術課主幹	鳥 居 茂 昭
資源推進課長	千 葉 善 一
施設管理課長補佐	足 立 淳 史
書記	宮 寺 克 己
書記	横 山 雄 一
書記	小 林 光 一
書記	押 切 悦 子

午前10時08分 開会

○臨時議長（野島武夫） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○臨時議長（野島武夫） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

○臨時議長（野島武夫） 「日程第2、選挙第1号、議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選による

ことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、代表委員において指名することといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。

よって、西東京市の代表委員であります小林たつや議員をお願いいたします。

○6番（小林たつや） 議長に東久留米市選出の野島武夫議員を指名いたします。

よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（野島武夫） お諮りいたします。ただいま代表委員において指名いたしました野島武夫議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました野島武夫議員が議長に当選いたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

○議長（野島武夫） ただいま指名推選により議長の役ということで選ばれました。ごみ、廃棄物等の円滑な処理は市民生活において極めて大切なことでもあります。慎重審査に努めてまいりますので、御協力のほどお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 「日程第3、指定第1号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、ただいま御着席のとおりと指定いたします。

○議長（野島武夫） 「日程第4、選挙第2号、副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。

それでは、清瀬市選出の渋谷けいし議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました渋谷けいし議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渋谷けいし議員が副議長に当選いたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

それでは、当選の承諾及び御挨拶をお願いしたいと思います。渋谷議員、お願いいたします。

○副議長（渋谷けいし） 9番、渋谷けいしでございます。ただいま議長より御指名をいただきまして副議長に就任をさせていただき運びとなりました。議長を補佐し、円滑な議事運営に努めたいと思いますので、皆様の御指導、御鞭撻をいただきますようにどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ありがとうございます。

○議長（野島武夫） 「日程第5、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、6月28日に代表者会が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） 代表者会について報告をいたします。

去る6月28日（金曜日）、代表者会が開催され、平成25年第2回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

平成25年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、7月5日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第7、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

次に、「日程第8、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第9、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第10、議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例」、「日程第11、議案第7号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」、「日程第12、議案第8号、柳泉園組合監査委員の選任について」を順次上程し、採決をいたします。

最後に、「日程第13、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第2回定例会を閉会いたします。

なお、柳泉園組合議会議員が改選されましたことから、本日の定例会終了後、この場において議員研修会を開催することが決定されております。

以上が代表者会の決定事項でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（野島武夫） 「日程第6、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第6番、小林たつや議員、第7番、斉藤あき子議員、以上のお二人の方をお願いいたします。

○議長（野島武夫） 続きまして、「日程第7、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

野島武夫議員、近藤誠二議員、大友かく子議員、坂井かずひこ議員、小林たつや議員、齊藤あき子議員、小西みか議員、渋谷けいし議員、以上8名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、以上の諸君を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長（野島武夫） 続きまして「日程第8、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（馬場一彦） 本日、平成25年柳泉園組合議会第2回定例会の開催に当たり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市ともそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、2月から4月までの主な事務事業について御報告申し上げます。

また、本日御提案申し上げます議案は3件でございます。御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、大変簡単でございますが、第2回定例会開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ありがとうございます。

○議長（野島武夫） 「日程第9、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

添付させていただきました行政報告資料に基づきまして説明させていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成25年2月から平成25年4月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページでございます。総務関係でございますが、1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、2月12日に関係市で構成いたします事務連絡協議会、また13日に管理者会議を開催し、平成25年第1回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議をいたしました。

(2)でございます。宮城県女川町災害廃棄物の受け入れについてでございますが、2月、3月における受け入れ実績は、日数が計35日間、受け入れ量は272トンとなっております。

昨年の9月10日から開始した災害廃棄物の受け入れは、3月22日をもって終了いたしました。受け入れ量の合計は1,245トンで、当初の計画量である2,760トンの45.1%となっております。

続きまして、2ページでございます。見学者についてでございますが、今期は4件、75人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が1件、41人でございます。

次に、3のホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。昨年同期と比較いたしまして8.4%の増となっております。詳細につきましては別紙を御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において、2月13日に例月出納検査が行われております。

次に、6の契約の状況につきましては、今期は2件の工事請負契約と13件の委託契約を行っております。詳細につきましては別紙添付のとおりでございます。行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございますが、初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、表4-1に記載のとおり1万6,963トンで、これは、昨年同期と比較いたしまして、386トン、2.3%の増加となっております。

内訳でございますが、可燃ごみにつきましては、4ページの表4-2のとおり1万

5,196トンで、昨年同期と比較しまして449トン、3.0%の増加、また、不燃ごみにつきましては、表4-3のとおり1,684トンで、昨年同期と比較いたしまして68トン、3.9%の減少、さらに、粗大ごみにつきましては、5ページの表4-4のとおり83トンで、昨年同期と比較いたしまして5トン、6.4%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表の4-1から5ページの表の4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表の5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表6でございますが、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,873トンで、昨年同期と比較いたしまして64トン、3.3%の減少となっております。

次に、9ページの2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、2月に1及び2号炉の排ガス中のばい煙測定を実施しております。3月には3号炉の定期点検整備補修が完了し、その後、順調に稼働しております。また、1及び3号炉の排ガス中のばい煙測定を実施しております。4月には2及び3号炉の排ガス中のばい煙測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定を2月と3月は月2回、4月は1回実施しております。

また、排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。2月、3月は災害廃棄物運搬車両の空間線量率測定を毎週1回行っております。これらの結果は、13ページの表11-1から15ページの表12-1に記載してございます。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却している可燃物等から女川町の災害廃棄物を除いた焼却量は1万6,557トンで、昨年同期と比較いたしますと303トン、1.9%の増加となっております。

表8から12ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

15ページの表12-2でございますが、災害廃棄物の搬入計画量、予定量及び実績量

をそれぞれ記載してございます。

続きまして、16ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、2月に可燃性粗大ごみ切断機補修をしております。3月にバグフィルターの清掃を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表13の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,767トンで、昨年同期と比較いたしますと63トン、3.5%の減少となっております。

続きまして、17ページの(3)リサイクルセンターでございますが、2月にコンベヤベルトの交換補修を実施し、3月に電気設備保守点検を実施しております。その後、施設は順調に稼動してございます。

次に、表14のリサイクルセンターの資源化状況でございますが、資源化量は1,873トンで、昨年同期と比較いたしますと64トン、3.3%の減少となっております。

続きまして、18ページの3、最終処分場についてでございます。引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は女川町分を除くと2,389トンで、昨年同期と比較いたしますと73トン、3.0%の減少となっております。搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況でございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせずに、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、19ページのし尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は308キロリットルで、昨年同期と比較いたしますと69キロリットル、18.3%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、20ページの2、施設の稼動状況でございますが、今期は2月にポンプ関係点検整備補修を実施し、3月に受水槽の清掃を実施いたしました。施設は順調に稼動してございます。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合しております。

続きまして、22ページの施設管理関係、1、厚生施設についてでございます。各施設の利用状況をそれぞれ昨年同期と比較いたしますと、野球場は6.7%、テニスコートは25.2%、それぞれ増加しております。屋内プールは2.1%、浴場施設は4.6%、それぞ

れ利用者は減少してございます。詳細につきましては、表19-1及び19-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、23ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、屋内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び24ページの表22に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(野島武夫) 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番(村山順次郎) 2点お聞きしたいと思います。

前議会が2月末でしたので、災害廃棄物の受け入れについては、今議会は一応終わってから最初の定例会ということになるかと思えます。この問題についてはこの場でも議論をしてみましたが、前回も申し上げましたが、幾つか課題があったかと思えます。一方で、私は、この災害廃棄物の受け入れについては、被災地の支援という観点からも必要なこと、有益なことであったかとも思っております。

それで、先ほど御報告で、受け入れ総量等の御報告がございました。これを受けて、今後も広域で、災害に限らないかもしれませんが、廃棄物を受け入れるということは柳泉園においてあり得ると思えます。今回の場合は特に放射性物質の問題がありましたので余計に複雑ではありましたけれども、この広域処理のあり方も含めて、今回の災害廃棄物の受け入れについて、御所見というか、感想というか、今後に向けてのお考えがあればお聞きをしたいと思えます。

2点目ですが、厚生施設なんですけれども、前回少し自分の思案というか、考えを少し申し上げさせていただいたんですが、利用者の利便性向上、ひいては利用の促進というんですかね、もっとたくさんの人に利用してもらえるための方策を何かお考えでしょうかということを申し上げましたけれども、前回以降、検討されていること等あればお聞きをしたいと思えます。

2点です。

○管理者(馬場一彦) 1点目の所見、感想ということでございますけれども、この災害廃棄物に関しましては、今、議員のほうでも触れられておりましたように、柳泉園組合と

いたしましても、被災地支援、またその被災地支援をする中で放射性物質等の測定など、そういったこともしっかりと行い、そういった管理のもと、また安全をしっかりと確認したことを御報告させていただきたいと同時に、安全に処理をできたということでございます。

そういった中で、詳しくは助役から御答弁させていただきますが、今回の被災地支援にかかわらず、何らかの広域支援ですとか、そういったものというものはあり得ることだと思っております。過去にも、例えば近隣の組合なり市なりの清掃施設等が保守点検ですとか、そういったところでとまる場合に、柳泉園で受け入れてきたという経緯もございますので、そういった際に、柳泉園といたしましては、基本的に周辺住民の方の御理解、御協力、そういったものを得て行っていくと。

これは、この柳泉園組合、この焼却施設をクリーンポートに建てかえた際の——その前からもうございませうけれども、近隣住民の方の御理解、御協力を得て行ってきたと、そういった歴史があり、またそういったものを前提としていく、そういった必要性もございませうので、今申し上げたような考えのもとに、今後も国なり都なり、または近隣のそういった施設状況なりの要請等があれば、それは当然検討し、可能なものはやっていくということであると考えてございます。

○助役（森田浩） 1点目の関係でございますが、広域支援の関係につきましては、今、議員からも御指摘があったとおり、大きくは2つに分けられるのではないかと思います。

今回のような災害に伴う広域支援のあり方というのはどうあるべきかということで、これは、今回いろいろ御指摘いただいたことにつきましては、今後発生した場合には、それらを参考にしまして、支障がないような形で、いろいろ相談させていただきながら、支援のあり方については実施していきたいと思っております。

ただ、そのほかの近隣の広域支援のあり方につきましては、現在、多摩地域の広域支援協定がございませうから、その協定に基づきまして基本的には広域支援を実施していく方向になろうかと思います。現在その広域支援の協定に基づきまして実施している団体につきましては、小金井市のごみを他団体が広域支援で実施しているという経過もございませう。

いずれにしても、広域支援、お互いこれから多摩地域の施設の老朽化もかなり進んでおりますから、広域支援のあり方というのはこれから問われていくのではないかと思いますけれども、そのような状況が生じた場合には、市民の方々、または議会、また近隣の自治会の方々にいろいろ報告させていただいて、支障のないような形で支援をしていきたい

と思っております。

○施設管理課長（中村清）　ただいま議員の御質問で、厚生施設の利便性を何か考えているのかということに対してでございますけども、前回もお話ししたと思うんですけども、厚生施設の受付窓口のところに利用者が意見書という形で提出されるものがありますので、それに御希望の意見をまとめて要望書という形で取りまとめているところでございます。その辺は1カ月、あるいは1年ごとにまとめまして、改善できたものは当然利用者にお知らせしているところでございますけど、私どもいたしましては、予算の許す限りでその御意見を取り入れた施設づくり、なるべく何度も足を運んでいただけるような施設づくりを目指しているところでございます。

それで、もう1つ、少し細かくなるところでございますけど、村山議員からもこの間、意見をいただきました、組合の施設に郵便ポストがないですねと。それをつくられたらどうかという御意見をいただきましたので、それを問い合わせしてみたところ、郵便局の局長の判断になったわけですけども、可能であろうと。近くにポストそのものは何件かあることはあるんですけども、それが施設内にも十分可能であるということですので、1つの利便性を考えれば、それも一案かなと思って、取りつける予定でございます。

○3番（村山順次郎）　ありがとうございます。

災害廃棄物の受け入れと今後の広域処理のあり方ということでお聞きをいたしました。

災害廃棄物の問題では、大まかに言って2つ論点があったかなと思うんですが、まずは安全かどうかということと、もう1つは、周辺の住民、市民の皆さんの理解が得られているかどうかということでお聞きをしまして、安全かどうかということについては、例えばこの敷地境界線の空間放射線量の測定ですとか、基準についても、灰の中に含まれる放射性物質の測定を2回にふやしてもらおうとか、受け入れたときの基準がどうかという議論もしましたが、送り出しているところでの測定から考えて、こういう基準を満たしているであろうという考え方も示していただきまして、一定の安全性ということは確認をしながら、結果としても安全であったということは、きょうの御報告からでもわかると思いますが、もう1つあるのは、周辺住民の理解がどうだったかということについては課題があったのではないかなと。説明会は1回開かれて、その説明会については反対の意見が多かったと記憶しております。もう一度説明会があったほうがいいのではないかと、受け入れを始めた後も中間報告的にあったほうがいいのではないかとという提案もいただきましたが、結果は、その部分についてはできなかったというのが結果だと思います。

広域処理をする場合どういうものが入ってくるのか。とかくこういう問題の場合は、安全かどうかということと、それを理解してもらえるかどうかということは両方考えていかなければいけない問題だと思います。今後、放射性物質を含む廃棄物を受け入れるかどうかというのは、そういうことはないほうが当然いいわけですがけれども、そういう点も含めて、教訓という言葉もございましたので、今後に活かしていただければなと思います。

それで、2点目の厚生施設のほうですけれども、施設があって、一定の機能があるわけですから、たくさんの方に利用してもらえるように工夫をしていく。予算や人員の関係でできること、できないこと、当然あると思いますけれども、工夫をいろいろしていただいて、来てもらった方に、単に例えばプールを利用する、お風呂を利用する方にプラスアルファの来てよかったなど、また来ようと思うような工夫をしていただければなと思います。

ポストについては、設置をされるということですので、一步かと思えますけれども、それはよかったなと思います。

質問としては、もしつけ加えるところがあればお聞きをして、終わりにしたいと思えます。

○助役（森田浩） 基本的には、先ほど課長から答弁させていただいたことが基本になるかと思えますけれども、長期的な厚生施設のあり方というところから現在検討しております。そこには、いかに利用しやすい施設にしていくのか、またいろいろな付加価値をどのようにつけていくのかということも含めまして、そういう施設にしていくためには、運営のあり方について、1つには指定管理者制度の導入が図れないかということも含めて、現在担当のほうで検討させていただいております。そこが、最終的な目的ではございませんが、あらゆる角度から検討させていただいて、よりよい施設に一步でも進ませていきたいと考えております。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○9番（渋谷けいし） 行政報告の中で工事請負契約と委託契約の報告をいただいておりますけれども、この中で随意契約が見受けられて、全契約数の中で随意契約と指名競争、それから見積もり合わせといいますか、競争見積もりというんですかね、これの割合を、数字出ていたら、少し教えていただきたいと思えます。

それから2点目ですけれども、随意契約の中で指名競争見積もり、「入札と同様の方法で実施した指名競争見積」という記載があるんですけれども、これはなぜ指名競争入札にできなかったのかという理由を教えていただけたらと。

2点、お願いします。

○総務課長（新井謙二） まず、随意契約、それから指名競争等の割合でございますが、現段階におきましては、ただいま平成24年度におきまして集計中でございますので、その割合について今お答えすることができません。

それから競争見積もりの件でございますが、こちらにおきましては、まず、予算の執行についてでございますけども、会計年度独立の原則によりまして、年度開始前に入札行為はできないということが規定されております。予算の執行とはと申しますと、契約などの支出負担行為を第1段階として、支出命令を経て支払いという最終段階までに至る全ての行為を意味すると解釈されており、また、入札行為は、契約行為の一連の手続の1つであり、落札者が決定された場合は原則としてすぐ契約を行わなければならないということから、支出負担行為の一部であると解し、予算の執行に含まれていることとございまして、したがって、前年度中に債務負担行為などとして予算措置がされていない限り、前年度においては入札行為ができないということとでございます。競争性など、公正性を保つために入札と同様の方法で業者選定をして、それから入札と同様の方法で応札という形をとらせていただいている状況でございます。

○9番（渋谷けいし） ありがとうございます。

2点目の件につきましては、わかりました。

それと、1点目の数字的なものについては、後日、資料で結構ですので、いただけたらと思いますので、要望します。

○議長（野島武夫） 資料提出のほう、よろしいでしょうか。

○総務課長（新井謙二） 資料提出につきましては、集計でき次第、御報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○4番（大友かく子） それでは、何点かお伺いします。

まず、とても初歩的なことなんですけれども、今回定例会の開催が通常よりもおくれて開催となったと思います。第2回定例会は通常5月の終わりぐらいに開催されているのかなと思うんですけれども、行政報告の期間なんですけど、2月の1日から4月30日までということで、5月の末の定例会でしたらこの期間で行われるのかなと思うんですけど、今はもう7月5日なので、6月末とまでは言いませんけれども、5月の末まで報告いただけたのではないかなと思うんですけれども、その辺の考え方をまずお聞かせください。

それから、先に村山議員からも御質問がありましたけれども、災害廃棄物の受け入れに関してなんですが、3月22日の搬入をもって終了したということですが、広域の、その東京都全体の考え方もあって柳泉園組合でも引き受けたという経緯があったと思うんですけれども、この受け入れに関して、東京都全体での検証ですとか、幾つかの清掃組合で災害廃棄物を受け入れていると思うんですけれども、その受け入れを行った組合での情報共有と検証みたいなものが行われたのか、それともこれから行われる予定なのか、そういったところをお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど渋谷議員から御質問がありました契約の関係なんですけれども、随意契約と指名競争入札の関係は、日付の問題で指名競争見積もりによる随意契約と指名競争入札と分かれるということでしょうか。契約のことはあんまり詳しくないので、御説明で少しよくわからなかったのもう少しわかりやすく御説明いただけるとありがたいかなと思います。契約の方法の違いが、何か基準があるんだろうなと思うんですけれども、それが日付の問題なのか、それとも工事内容にかかわってくるものなのか、教えていただければと思います。

それから最後に、18ページの不燃物の再利用状況なんですけれども、固形燃料や路盤材として利用されているということなんですけれども、わからなければ結構なんです、大体どれぐらいの比率で固形燃料として使われていて、これぐらいが路盤材として使われているという、その大まかな比率がもしわかれば教えていただければと思います。

○総務課長（新井謙二） まず、先に1点目の行政報告の期間についての関係でございます。

当初におきましては、5月の下旬で行う予定としておりました。その関係で、行政報告、それから議案等につきましての審議、柳泉園が決定するまでの段階といたしましては、まず事務連絡協議会を経て、それから管理者会議を経てということでございます。その当初の予定では5月末でございましたので、事務連絡協議会、また管理者会議におきましては予定どおり進めておりました。そのところ、東久留米市と清瀬市で改選があるという情報が入りましたので、その改選の結果を見てということでございましたので、既にそういったことを審議といいますか、そういったことが内部決定をされておりましたので、今回の行政報告の期間ということでございました。

少し順番はずれますけれども、契約の関係でございます。

指名競争入札と指名競争見積もりでございます。一口に言ってしまうと契約日の関係だ

けでございます、運転業務管理におきましては、4月1日から業務に入りますので、その前に入札をしなければなりません。そういったことがありましたので、指名競争見積もりという形をとってございます。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、2点目の御質問ですけれども、多摩地区では7つの清掃工場が災害廃棄物を受け入れていたしました。受け入れに当たりまして、7工場で共有したかということだと、災害廃棄物受入調整定例会というのが毎月行われまして、第1回が昨年6月8日に行われまして、現地での搬出計画ですとか、廃棄物の処理の状況、受け入れ処理計画等を毎月毎月話し合いました、最終が11回目なんですけれども、ことしの4月17日に最後の災害廃棄物受入調整定例会がありまして、全ての報告が終了したということでございます。

○資源推進課長（千葉善一） 18ページの表16の不燃物再利用状況の件でございます。

屑ガラスの件でございます。こちらにつきましては、皆様市民の方が資源物として出されておりますびん類の中から商品化できないものにつきましては、最終的には何らかの形で加工を行って、道路の舗装材といった形で利用されております。実際、資源物全体の量といたしましては、これは、平成24年度のデータでございますけれども、缶類、びん類、古紙・布、ペットボトル、4品目全体で7,958トン実際搬入されております。そのうち、びん類が3,613トン、そのうち屑ガラスとして利用されておりますのが39トンになります。資源物全体からしますと0.5%、びん類からいたしますと1%の比率で再利用させていただいております。

その下の不燃物でございます。最終的には、こちらは固形燃料といった形で、セメント会社でセメントをつくる際の補助燃料といった形で石炭の代がえといった形で使われております。こちらにつきましては、不燃・粗大ごみ処理施設に搬入されております不燃・粗大ごみ等の搬入量は、平成24年度の数字といたしましては、全体で7,753トン搬入されております。年間を通しますと実際には10%程度なんですけれども、今期のデータといたしましては3カ月ですので、データの的には非常に難しい面もございまして、年間を通して今言った形でやっております。

比率といたしましては大体同じような傾向で来ておりますので、おおむね同じような比率で推移しているかと思っております。ただ、今言った数字は平成24年度で、こちらのデータは3カ月間ですので、少し比較しにくい部分もございまして、そういった形でございますので、よろしくお願いいたします。

○4番（大友かく子） 御答弁ありがとうございました。

行政報告の期間については、理解はいたしますけれども、できるだけ直近のデータまでを御報告いただけるような御努力をいただけたらばなど。イレギュラーなことだとは思いますが、今後もしこういうことありましたら御配慮いただければと思います。

あと、それから災害廃棄物の受け入れについては、情報共有については毎月行われていたということで理解をいたしました。3月22日で搬入全て終了したということですので、この間の事業の検証を、7つの清掃工場なり東京都全域で評価検証をする機会があったのか、これからあるのかということをお伺いしたかったので、その点をもう一度御答弁をお願いします。

それから、契約のことはわかりました。ありがとうございました。

それから不燃物の再利用の状況も、詳細、御答弁いただきましてありがとうございます。屑ガラスが路盤材として使われていて、不燃のほうが固形燃料になるということで理解いたしました。

では、1点だけお願いします。

○技術課長（佐藤元昭） 検証ということで、申しわけございません、報告が漏れました。

東京都から特に検証についての報告等はいただけていませんけれども、この定例会の中で一番最後に東京都の方がおっしゃっていましたが、今回、東京都が音頭をとりまして東京都及び三多摩の清掃工場で災害ごみの処理をしたということは大変今後の役に立つだろうということをおっしゃってましたので、今回の広域処理を教訓にいたしまして、次回、万が一こういうことがあれば、さらにもっとよい広域支援ができるのではないかと感じております。

○4番（大友かく子） 御答弁ありがとうございました。

私は、広域処理、今回の被災地からの受け入れについては慎重な立場をとっております。ただ、広域支援については何ら否定するものではないんですけれども、これまでの質疑の中でも、説明会の開催なんかに関しては課題があったという発言もあったと思います。私も全く同感でございます。市民の中にはとても心配をしている方も、今もいらっやいますので、この受け入れが終わって、こういう結果になったということもきちんと報告ができるように、市民の方に対して、そういった御配慮をいただければと思います。

以上で終わります。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○2番(近藤誠二) 初めてなので、いろいろ基本的なところから少し質問させていただきたいんですが、まず、可燃ごみの部分で、23区ではプラスチック類なども一緒に燃やしていると。そういうことだったかと思うんですけども、それで、こちらの機能としては、そういったこともできるという話を聞いているんですが、23区ではまた別のやり方をして、こちらではこういうやり方をしているというのは、これはどういうことなのかなと。その利点というか、なぜそうなっているのかということが少し1つ質問が根本的なところでありまして、それともう1つが、1人当たりのごみの量というところになるんですけども、これを見ると、やはり結構3市でも差があるのかなと。ごみの有料化とか、そういうのが要因で少し違ってきているのかなとは想像しているところではあるんですけども、3市の比較はここでわかるんですけども、例えば東京全体においてどこが一番少なく、要は1人1日当たりのごみの量が少ないのかとか、そしてそういう理由がどういったところにあると思われるのかと。その辺、少し教えていただけたらと。それで、もしそういう資料があれば見せていただけたらと思います。

あと、最後に、これは、私、初めてなので、事務報告書を少し読ませてもらって、職員の定数に関してなんですけれども、定数が59名に対し、現在41名という、そういうことなんだと思うんですが、これはどういう流れで41名まで減ってきたのかと。その辺の流れとかを少し教えていただきたいなど。それで、今後の人員の計画などもしありましたら教えていただけたらと思います。

よろしくお願いします。

○技術課長(佐藤元昭) 東京都ではプラスチックを焼却しているのに柳泉園ではなぜ焼却しないのかということは、3市の収集体制もございますので、柳泉園で勝手にそうするということはできません。ただし、不燃ごみとして排出されたごみを選別した結果、燃やしている部分はございます。ですから、出すときに違うけども、結果、一部分が一緒ですということでございます。

次に、ごみ原単位のお話ですけども、こちらは「清掃事業年報」というのを三多摩でつくってまして、それが各市に配られているはずですので、その資料をごらんになれば各市のごみ原単位、ごみ量から何から全て出ているものがありますので、それをごらんになっていただければと思います。もしそれが無いようであれば、柳泉園でも御用意はできますので、そのときは言っていただければと思います。

○総務課長(新井謙二) 職員の関係でございます。

先ほど議員が申したとおり、定数につきましては59名。今、定数条例に係る職員といたしましては39名でございまして、2名におきましては短期の再任用職員でございまして、定数外ということでございます。

39名の経過でございますが、定年退職及び普通退職者がそれぞれ出てきてまして、柳泉園組合といたしましては、原則として定年退職は補充しないということで来ております。ただ、将来的な組織を考慮いたしまして、機械関係の技術者につきましては、平成21年度に1名を採用いたしております。また、今後におきましては、職員の年齢構成に配慮いたしまして、平成26年度、1名採用する予定でございます。

○2番（近藤誠二） すみません、いろいろ基本的な質問をしてしまいまして。この後、研修会などがあると聞いていますので、こちらでいろいろと勉強したいと思います。ありがとうございます。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 2点質問させていただきたいと思います。

まず、バグフィルターの清掃といいますか、取りかえのことについてなんですけれども、行政報告の16ページですと、不燃・粗大ごみの処理施設につきましては「清掃」という表現がされていますけれども、災害廃棄物を燃やした後のバグフィルターの扱いというのはどのようなことになっていたのかというのを1点お聞きします。

それと、契約についてなんですけれども、随意契約ということで、性能や機能を熟知し、適切な対応ができるということが必要だということで随意契約になっているものがあると認識はしておりますけれども、もしそうであれば、例えば長期契約を、そもそも1年という契約ではなくて当初より長期契約をすることによってコストダウンを図るということが可能なのではないかと思いますのと、あとは、逆に、それほどそうした専門的なことというのが必要ないと思われるようなことでも3年契約という契約が行われているということもあるようですので、その辺の基準というんでしょうか、どのような契約にするのかという基準がございましたら、少し教えていただけたらと思います。

○技術課主幹（鳥居茂昭） バグフィルターのことについてですけれども、行政報告の資料に出ているバグフィルターにつきましては、粗大ごみ処理施設のバグフィルターの清掃になります。粗大ごみ処理施設には、今回、災害廃棄物が入っておりませんので、災害廃棄物を入れた後のバグフィルターということの御質問でしたので、クリーンポートのバグフィルターについて御答弁させていただきます。

柳泉園組合のクリーンポートの焼却炉には各炉に1基ずつバグフィルターがついております。このバグフィルターにつきましては、人間が入って清掃することはございません。自動的にダストを払い落とす装置がついておりますので、日々の運転の中で必要に応じてダストを払い落としております。そのダストにつきましては、薬剤処理をした後、エコセメント化施設に搬出してしております。その数値につきましては、行政報告中の灰の数量として記載させていただいております。

バグフィルターは最終的に使い終わったらどうなるかということなんですけれども、2年から4年程度の間で劣化してきますので、その場合にはバグフィルターを交換いたします。今回は災害廃棄物受け入れから本日まで、一度もまだ交換時期に来ておりませんので、災害廃棄物受け入れ後のバグフィルターについては、そのまま今使用しているところでございます。

○総務課長（新井謙二） 契約関係についてでございます。

長期継続契約でございますが、こちらにおきましては平成21年度に条例化をしております。その後、主に物品の借り入れ、リースですね、これについて行っているのと、あと、役務の提供について、これにつきましては委託契約でございます。

まず、役務の提供につきましては、3年間を基本としております。その中、3年間仕様書等が変わらないものにつきまして、長期継続契約としていただいております。

それから随意契約の基準でございますが、柳泉園組合随意契約基準というのを平成13年に制定してございます。その中で、随意契約の範囲といたしましては、その性質または目的が競争入札に適さないということとしまして、先ほど議員が申しておりました特殊な技術や技法、こういったことを置くものや、または、施設の運転管理業務委託などで特殊な技能を要することから、前年度と異なる者が請け負うことでその技能育成に相当期間必要となり、その間、著しく施設管理業務が低下するおそれがないようなことといたしまして、そういったことにおきまして、3年間仕様書等が変わらない場合におきましては長期継続契約としてございます。

それから随意契約につきましては、基準に基づいて行っておりますが、一社特命の随意契約もございますので、そちらにおきましては、今後できる限り指名競争の方向に持っていけるような形で努力したいと思います。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

では、少し何点か確認をさせていただきたいと思います。

1点目のバグフィルターの処理につきましては、放射性物質が吸着しているという可能性はある程度はあるかと思えますけれども、その安全性については、外気の測定ということで担保していると考えていらっしゃるということでよろしいのかどうかを確認させていただきます。

それと、契約に関しましては、随意契約で1年となっているもので、その内容が性能や機械を熟知してという、専門的な知識がかなり必要だということについて1年契約になっているもの、これは仕様書が毎年変わるということで1年ごとの契約になっているのかということでよろしいのか、確認させていただきます。

○技術課長（佐藤元昭） では、バグフィルターのことについてお答えいたします。

行政報告資料の13ページをごらんいただいて、表11-2、放射性物質濃度測定結果ということで、排ガス1号炉、2号炉、3号炉とそれぞれ出ています。これは、動いているときに測っていますので、抜けている日は運転していないということになるんですけども、災害廃棄物を受けてから今まで検出されたことはございませんので、安全であると考えております。

○総務課長（新井謙二） 随意契約で長期継続契約の移行についてかと思えます。

行政報告資料の中でも、まず資料の9ページでございます。クリーンポートの運転業務委託や、それから12ページのリサイクル運転業務、缶・古紙類でございます。それともう1つ、びん類の関係でございます。すみません、前後いたしますが、8ページでございます。こちらにおきまして、仕様書等が変わる可能性がございますので、現在におきましては、このような状況で単年度契約としておりますが、今後におきましては、長期継続契約も含めて検討したいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） すみません、今の説明の中で少し言葉の間違ひがありまして、もう一度言わせていただきますと、全て「不検出」ということなんですけども、検出限界値というのがありまして、それ以下であるため「不検出」ということでございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

そのバグフィルターについては、大気中のバグフィルターの近くのところで不検出というか、基準値以下ということで、安全を担保していると理解をいたします。

それと、契約については、長期継続契約にすることによって、やはりコスト的にかなりその分安くなるというメリットというのは実際のところあるということは認識をされているのかどうかを最後に確認させていただきます。

○総務課長（新井謙二） ただいまの御質問でございます。長期継続契約につきましてはメリットがあると思っておりますし、実際に今回におきましても、粗大ごみ処理施設運転業務委託、それからし尿処理施設運転業務委託につきましても、落札率がそれぞれ78%、81%と、このような状況となっております。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

欠席の連絡が坂井かずひこ議員からありました。

ここで休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（野島武夫） 休憩を閉じて再開いたします。

技術課長から発言が求められておりますので、許可いたします。

○技術課長（佐藤元昭） 先ほど近藤議員から質問がありましたときに、私、「清掃事業年報」と答弁したかと思うんですけども、正確には「多摩地域ごみ実態調査」という冊子がありますので、そちらを御参照いただければということで訂正させていただきます。

○議長（野島武夫） 続きまして、「日程第10、議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、管理職について、職責・能力・業績の給与への反映をより一層重視した給与制度の見直しを行うため、改正するものでございます。

東久留米市におきましては既に改正をしており、柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、本条例の一部改正を御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い

い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、議案から7枚ほどおめくりいただきたいと思います。議案第6号資料でございます。柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の条例改正は、管理職の給料表及び扶養手当の支給対象者を改めるものでございます。

まず、第18条の見出しですが、「時間外勤務手当等に関する規定」を「特定職員について」と改めるものでございます。また、同条に1項加え、その第4項ですが、6級の適用を受ける参事及び事務局長職においては、昇給制度の廃止や扶養手当支給の対象外とするものでございます。

なお、現在、6級の適用を受けている者はありません。

続きまして、附則でございます。

附則の第1項ですが、施行期日は、本年8月1日から施行するものでございます。

次に、附則の第2項ですが、現行の5級及び6級を廃止し、新たに職責をより反映した5級及び6級を設け、施行日であります8月1日に新号給へ切りかえるため、附則別表として号給の切替表を定めるものでございます。

3ページをごらんください。給料表の新旧対照表でございます。3ページから6ページに記載のとおりでございます。

続きまして、7ページをごらんください。附則別表の号給の切替表でございます。7ページから9ページに記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） すみません、1点だけお聞きしたいんですが、主に管理職の給与に関する変更ということだと思んですが、少し今の御説明だと管理職でない職員の給与にも一部影響する部分があるようにも聞こえたので一応念のため確認するんですが、職員組合があると思うんですけれども、そちらへの説明、話し合い、その結果はどうだったか、そういう話し合いを持たれたかどうかからですが、その点と、この変更によって影響を受

ける職員への説明をされたのかどうか、お聞きをします。

○総務課長（新井謙二） ただいまの御質問ですが、今回の条例改正におきましては、管理職のみが対象となりまして、先ほど申しましたように、5級、6級の給料表の改正と、6級の適用を受ける管理職におきましては扶養手当が支給の対象外ということでございます。一般の職員については該当しませんので、従前どおりでございます。

また、今回の改正におきましては管理職のみでございましたので、職員組合におきましては、事前に情報といたしまして、今回の条例改正については御説明をしております。また、管理職におきましては、現在5名が対象となります。その今年度の総額、影響額におきましては、7万円程度でございます。

○3番（村山順次郎） 職員組合にも情報提供、説明をしたということかと思うんですが、それについての職員組合との話し合いは一応それでまとまっていると確認してよろしいんでしょうか。

○総務課長（新井謙二） 先ほど申したように、今回におきましては管理職のみの対象でございましたので、その条例内容については御説明申し上げまして、職員組合から理解を求めてございます。

○議長（野島武夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって、議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第6号、柳泉園組合職員の給与

に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 続きます、「日程第11、議案第7号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第7号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額30億657万3,000円に対し、歳入歳出それぞれ7,749万円を追加し、予算の総額を30億8,406万3,000円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明申し上げます。

今回の補正予算は、クリーンポートの電気設備である発電機の一部に異常値が発生したことが判明いたしました。発電ができなくなるおそれがあることから、発電機を交換するため、調整させていただく内容でございます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出補正予算は、款項の区分における予算の補正でございます。歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

続きます、7ページをごらんください。7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1の総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きます、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。款5繰入金、節1施設整備基金繰入金は7,749万円の増額でございます。これは、発電機を交換するための財源に充当するため、施設整備基金を取り崩すものでございます。なお、取り崩し後の基金の残高は4億1,243万5,000円となります。

続きます、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。款3ごみ処理費、節1需用費7,749万円の増額は、説明欄に記載する蒸気タービン発電機交換補修

でございます。

続きまして、議案第7号資料につきましては、担当の佐藤技術課長から御説明させていただきます。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、御説明いたします。

議案第7号資料をごらんください。

1ページ先にめくっていただきますと、右側のほう、「蒸気タービン発電機」と題してあります写真が載っているかと思えます。今回交換するのが右側に出ている写真の灰色っぽい部分、四角い箱があるんですけども、この部分を丸々交換するというところでございます。

では、説明させていただきます。

発電機は、稼動後12年が経過したため、電気・計装設備点検整備補修（その2）で絶縁劣化診断を平成24年10月に行いました。試験項目は4項目あり、1、絶縁抵抗、2、誘電正接、3、交流電流、4、部分放電です。

この診断結果が正式に報告されたのが12月で、1から3については異常がありませんでしたが、4の部分放電試験において固定子巻線の一部に部分放電電荷が判定基準を大きく上回る値が発生していることが判明いたしました。

このため、報告内容についての説明を求め、説明を受けたのが年が明けて平成25年1月10日でございます。その前に既に1月4日に東久留米市、7日に西東京市、8日に清瀬市に持ち回りで平成25年度予算案の説明を行っているところでございました。

メーカーの話ですと、柳泉園組合の発電機は部分補修が物理的にできない構造のため、交換する方向で補修方法等を協議調整し、見積もりをいただいたのが2月の定例会の直前でした。このため、平成25年度当初予算に間に合いませんでした。また、ことし10月に予定している点検補修時に交換設置ができるよう今定例会において補正をお願いするものでございます。

なお、この補修に関しましては、2月の定例会でも報告しているところでございます。

もう少し細かく御説明いたしますと、本来であれば異常値を示している固定子巻線だけの交換が最小限の費用で済むのかとは思われます。しかし、交換作業については2カ月以上かかるため、その間の発電ができなくなります。また、柳泉園組合の発電機はパッケージ型であり、固定子を引き出す際に熱する必要があるため、ケース等にゆがみが発生し、100%の性能が出ない可能性が高く、メーカーでも保証ができないということですし、

部分保証をやったこともないということでした。

そのため交換することで話をしまして、実際、部分補修ができないんですけども、もしやったとした場合ですけども、部分補修を行った場合の費用は、60日間かかるということですので、工事費が3,700万円。発電できないことにより電気を購入しなくてはなりませんので、電気代がおよそ1日53万円かかりますので、60日間で3,180万円。さらに、売り電ができなくなりますので、売り電損失分といたしまして60日間でおよそ1,300万円。トータルで8,180万円程度かかることとなります。一方、発電機一式交換ですと、予定工期内に設置できるため、今回補正いたします7,749万円で済むということで、経費的にも一式交換のほうが安く済むということでございます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○9番（渋谷けいし） それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

今御説明いただいた中で少し私もわからない部分があるので繰り返しになるかもしれませんが、まず、固定子巻線の、これのみの交換が技術的に難しいという御説明を今いただいて、これを仮に今回の補正が通って全交換ということで交換した後の新機種については、この固定子巻線の保守点検並びに交換について可能になるのかどうかというところが1点ですね。

それから今回、これ、8,000万円近くかけて更新するわけですけども、先ほどの電気を売却する売却益と、それからそれがなかったときの買ったときの差額みたいなお話がありましたけれども、その辺の関係と、それからこの今回更新するに当たった場合の交換後の機械のライフサイクルコスト等を勘案して、その収支計算がどうなっているのかというのを少しお聞かせいただきたいと思います。

以上2点、お願いします。

○技術課長（佐藤元昭） 最初の交換することによって今後部分補修が可能になるかということだと、まるっきり同じパッケージ型の発電機を設置いたしますので、部分補修はできないということになります。

また、今後の収支についてですけども、万が一部分補修ができた場合、部分補修したところは新品になりますけども、その他の附帯設備、ケース等は古いままになりますので、交換時期が来たときにまた新たに一式丸々交換してしまうことになり、かなりの費用がかかってしまうということになります。今回新品にすることにより、また10年以上、およ

そ10年から15年ぐらいはもつということになると思います。

○9番（渋谷けいし） ありがとうございます。

交換後の機械もパッケージ型なので、固定子巻線だけのいわゆる交換はできないということだと思いますよね。それは機種選定でやむを得ない部分があるんでしょうから、それについては置いておきますけれども、この約8,000万円、7,700万円の、これは今回随意契約なわけですけれども、随意契約理由についてはここでは少し触れませんが、この価格自体が適正なのかどうかという判断はどのようにされているのかという、何か資料があるのかどうか、そこをお聞かせいただきたいということが1つ。

それからもう1つが、先ほど交換してまた15年ぐらいは新機種になって使えますよということなんですけれども、これ、もし、少し初歩的な質問で申しわけないんですけれども、この発電施設がなかったときに、今回これで8,000万円を投入するわけですけれども、8,000万円を投入して今後15年間でそれが回収できて、さらにこの柳泉園に対してどんなメリットがあるのかということをお聞かせいただいていいですか。

2点、お願いします。

○技術課長（佐藤元昭） では、最初に2点目のほうから御説明いたします。

発電をすることにより、平成24年ですと、売電料が1億を超えていますので、十分採算がとれると思っております。

○技術課主幹（鳥居茂昭） 1点目の御質問で、他メーカーの発電機であれば同程度のものがどのぐらいの金額なのか、また、富士電機の発電機ということで交換させていただきますけれども、富士電機の交換する発電機が妥当な価格なのかどうかという検証ですけれども、まず1点は、今回交換する富士電機製の発電機については、全ての制御機械が富士電機が一括して施工しております。また、今回交換する発電機に合わせて設計もしておりますので、他メーカーの発電機に交換することは、全ての制御機械をそのメーカーのものに合わせなければならなくなりますので、工事期間については1年以上の全炉停止期間が必要になるということでございます。それは焼却炉本体にも響いてくる工事でございます、まず、技術課といたしましては、他メーカーへの切りかえということについては、技術的に、また期間的な問題も含めて検証してみましたが、これは不可能であると考えております。また、他メーカーの発電機については、おおよその金額というのは、発電機本体だけでは出ませんので、検証できませんでしたが、富士電機の発電機につきましては、何回も見積もりを徴収し、精査していく中で、妥当な金額になったと考えておりま

す。

○議長（野島武夫） よろしいですか。ほかにありますか。

○4番（大友かく子） すみません、1点だけ、すごく初歩的なことだと思うんですけども、発電機が運用開始後12年が経過したため劣化診断を行ったということなんですけれども、先ほどの渋谷議員の御説明の中で、ライフサイクルコストがおおよそ10年から15年という御説明だったと思います。既に10年を経過していたわけです。当初予算に入らなかった、のせられなかった理由というのは理解はしているんですけども、10年を超えていた時点で劣化してくる可能性というのは十分想定できたと思うんですけども、補正ではなくて当初予算に計上するために間に合うタイミングで点検ということに取り組みなかったのかなという素朴な疑問なんですけど、どのタイミングで点検をして、本来だったら当初予算にのせるべき、金額に対しても実際に経過年数に対してもそういった性質のものだったように感じるんですけども、その辺を御説明いただけますか。

○技術課主幹（鳥居茂昭） 昨年10月に劣化診断を行いました。設置から12年を運転してきましたが、その間に特別発電機本体について劣化による目に見えた発電能力の低下は特に見えませんでした。ただ、我々、発電機を運用しているこういう団体においては、大体10年から15年の間に一度劣化診断や機能検査を行いまして、それにあわせて、今後の更新計画ですとか、今後の発電機の交換に対する運用をどうしていくのか、予算をどうつけていくのかということをお断りしなければならぬということをお断りしております。

その中で、昨年我々として持っていたストーリーは、昨年10月に劣化診断を行い、その結果をもって平成25年度に必要な予算編成を行い、平成26年度の工事を考えておりました。それが昨年10月の劣化診断の結果が我々が考えていた以上に進んでいて、本年度予算編成を行い、また1年かかって来年以降に工事をするというよりは、先ほど技術課長が答弁申し上げたように、発電機がとまってしまう可能性もあります。そうなりますと、我々としては、売電で大変高い歳入を計上させていただいているので、そういうことがないように、今年度10月に行われる柳泉園組合のクリーンポートの全炉停止期間の12日間に合わせて発電機を交換させていただきたいと。

ストーリーとしては、昨年10月に劣化診断を行い、今年度、予算編成を行い、来年度の工事というのが一番最初のスタートでしたが、残念ながらこういう劣化診断の結果になってしまったということでございます。

○議長（野島武夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって、議案第7号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の質疑を終結いたします。

これより議案第7号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第7号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 続きまして、「日程第12、議案第8号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番、小林たつや議員の退席を求めます。

〔6番 小林たつや議員退席〕

○議長（野島武夫） それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第8号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第13条に規定いたします議員のうちから選任する監査委員につきまして、西東京市選出の小林たつや議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願い申し上げます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は、人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第8号、柳泉園組合監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

〔6番 小林たつや議員着席〕

○議長（野島武夫） ここで、柳泉園組合監査委員に選任されました小林監査委員に御挨拶をお願い申し上げます。

○6番（小林たつや） ただいま皆様により選任いただきました小林たつやでございます。公平、公正な監査をさせていただきますことを誓いまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（野島武夫） 休憩前に引き続き定例会を再開いたします。

○議長（野島武夫） 「日程第13、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

渋谷委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（渋谷けいし） ただいま議長より御指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会の御報告をいたします。

まず、委員長及び副委員長の互選を行い、私が委員長に、坂井かずひこ委員が副委員長に当選をされました。

次に、委員席の指定を行いました。

なお、陳情等の審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。

○議長（野島武夫） 報告は終わりました。

ここで、職員をして、議席番号表、特別委員会委員名簿、議員及び特別職名簿を配付させます。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成25年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 野 島 武 夫

議 員 小 林 たつや

議 員 斉 藤 あき子